

学校法人 土浦日本大学学園役員及び評議員報酬等規程

〔令和 2年 3月27日制定
令和 2年 4月 1日施行
令和 7年 3月31日改正
令和 7年 4月 1日施行〕

(目的)

第1条 本規程は、学校法人土浦日本大学学園（以下、本学園という）の役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりである。

- (1) 役員及び評議員とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職にあたって支払われる慰労金・功労金をいう。この報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 本学園は、役員及び評議員に対して、役員報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事会は、評議員会の意見を聴いて、役員及び評議員に対する報酬等の総額を年額として、その上限を決定するものとする。

- 2 理事会は、前項の総額以内において、報酬、賞与及び退職慰労金・功労金を支給決定することができる。但し、各役員及び評議員に対する具体的な支給金額は、原則として非公開とし、議事録に記載しないものとする。
- 3 報酬等は、各役員及び評議員の役員及び評議員としての職務内容、職務状況、在任期間、貢献度など一切の事情を勘案して、その支給額を年額として決定する。但し、在任中役員及び評議員としての品位を損なう事由が生じたときは、理事会において決定金額を減免することができる。

(費用)

第5条 役員及び評議員には、学校法人土浦日本大学学園出張旅費規程、海外旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。ただし、業務上必要と認められる場合は実際に要した旅費を支給することができる。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、実費相当の費用を支給することができる。

(端数の処理)

第6条 報酬算出上生じた円未満の端数はこれを切り捨て、10円未満の端数は四捨五入により10円単位にする。ただし、賞与及び退任慰労金・功労金の計算にあつては、100円未満は四捨五入により100円単位にする。但し、理事会の決定により変更することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から、これを施行する。